

(重要) 新型コロナウイルスに関する情報 (カナダ出入国及び航空機・鉄道利用におけるワクチン接種義務についての更新) (11月21日)

11月19日、カナダ公衆衛生庁は、カナダ出入国及び航空機・鉄道利用におけるワクチン接種義務について、「カナダの国境・旅行措置の調整」として情報を更新しました。その概要は下記1. のとおりです。また、公衆衛生庁のウェブサイト (下記2) で発表全文がご覧頂けますので、制度を正確にご理解いただくためにご確認ください。

1. 概要

(1) 2021年11月30日より、カナダへ入国する権利を持ち、ワクチン接種を完了した者 (カナダ国籍者、永住権保持者又は Indian Act に基づいて登録された個人) が、カナダを出国してから72時間以内に再入国する場合 (航空機の場合は最初にカナダを出発するフライトの出発予定時刻から、カナダに戻るフライトの出発予定時刻まで) は、入国前の新型コロナウイルスの分子検査の結果の提示が免除されます。またこの免除は、12歳未満の同伴子女及び予防接種に対する医療上の理由でワクチン接種ができない方にも適用されます。

(2) 2021年11月30日より、カナダへの入国 (及び一部の検査及び検疫要件の免除) の際に認められるワクチンのリストが拡大されます。このリストには、世界保健機関 (WHO) の緊急使用リスト (EUL) に合致するシノファーム、シノバック及びコバクシンが含まれます。

(3) 2022年1月15日より、現時点で入国要件が免除されている以下の者を含む特定のグループの旅行者は、カナダへの入国時に認められているワクチン接種を完了している場合に限り、入国が許可されます。

- 家族との再会を目的とした渡航者
- 18歳以上の留学生
- プロ及びアマチュアのアスリート
- 労働許可を有する個人
- トラックドライバーを含む必要不可欠なサービス提供者

(4) 2022年1月14日までの限られた期間において、入国要件が免除されている特定のグループに属する個人は、ワクチン未接種又は一部接種している場合において、引き続き入国し、カナダに入国する便の出発時刻の24時間以内に出発が予定されている最終目的地への乗継便に搭乗することが可能となります。

しかし、ワクチン未接種又は一部接種である限りは、2022年2月28日以前にカナダを出国する場合を除き、当初の乗り継ぎを越えて飛行便や列車に乗ることはできません。

(5) 2022年1月15日以降、ワクチン未接種又は一部接種している外国人のうち、新規永住者、再定住難民及び18歳未満の一部の子供等の限定的な例外の者のみ、カナダへの入国が許可されます。これらの者は引き続き、新型コロナウイルス検査、検疫及びその他の入国要件の対象となります。

(6) **2021年11月30日より、カナダ国内の旅行にあたって、新型コロナウイルス検査はワクチン接種の代替手段として受け入れられなくなります。**旅行者は航空機や鉄道に乗るためには、以下の限られた免除対象とならない限りは、今回拡大されたリストに記載されているワクチンの接種を完了しなければなりません。

- 医療上の理由でワクチン接種ができない場合
- 必要不可欠又は緊急の医療サービスや治療を受ける場合
- 誠実な信仰上の理由による場合
- 緊急の旅行の場合
- 国益にかなう他の旅行を行う場合

(7) 航空会社及び鉄道会社は、免除の対象となるかを考慮するための手続きを管理します。自分が免除の対象となると考える旅行者は、航空会社又は鉄道会社にコンタクトして、その承認手続きに従って、必要なフォームを入手し、これを提出してください。(フォームは2021年11月30日から入手可能。)

(8) **カナダ国籍者、永住権保持者及び Indian Act に基づき登録された個人で、ワクチン未接種または一部接種のみの場合でも、カナダの入国は認められますが、航空機又は鉄道を利用して入国した場所を越えて乗り継ぎの航空機や鉄道でカナダ国内を移動することはできません。**

(9) **カナダ国内に一時的に滞在する外国人で、ワクチン未接種または一部接種のみでカナダに入国している者については、2022年2月28日までの間、ワクチン接種を完了することなく国外へ退去することが認められます。**
それ以降においては、カナダ国内において航空機又は鉄道を利用するためにワクチン接種を完了している必要があります。

2. カナダ公衆衛生庁ウェブサイト及び電話連絡先

(1) カナダ公衆衛生庁ウェブサイト

<https://www.canada.ca/en/public-health/news/2021/11/adjustments-to-canadas-border-and-travel-measures.html>

(2) ワクチン接種義務化に関する情報用電話番号

電話：1-833-784-4397、テレタイプ：1-800-465-7735